

住民投票制度について【追加】

1 法律における住民投票

憲法は、特定の地方公共団体のみに適用される特別法を国会で成立させるにあたり、その地方公共団体の住民の投票において過半数の同意を得なければならないと規定しており（第 95 条）、この規定を受けて、地方自治法ではその場合の詳細の手続について定めている。（第 261 条）

また、地方自治法は、

- ① 条例の制定又は改廃の請求（第 74 条）
- ② 議会の解散の請求（第 76 条）
- ③ 議会の議員及び長の解職の請求（第 80 条、81 条）

等を住民が直接請求できると規定しているが、そのうち②③については請求があったときは選挙人の投票に付さなければならない、としており、この規定が地方自治法における住民投票と呼ばれることがある。①の規定に基づき住民投票条例制定の直接請求がなされた場合において当該条例が議会で可決され成立したときは、成立した条例に基づいて住民投票が行われることとなる。

また、地方公共団体の議会の議員には議案を提出する権利があるので（第 112 条）この規定に基づき、住民投票条例を議案として提出するケースも考えられる。

【地方自治法の規定に基づき、民意を問う住民投票を成立させるための条件】

該当条文	発議の資格	発議の要件
第 74 条の規定に基づき、住民投票条例制定を直接請求する。	選挙権を有する者	その総数の 1/50 以上の者の連署
第 112 条の規定に基づき、住民投票条例を議案として提出する。	普通地方公共団体の議会の議員	議員の定数の 1/12 以上の者の賛成

現在の法律の枠組みで住民投票を行うには以上の条件が必要になることから、これ以外の条件で住民投票を行うためには、法律の規定に基づかない自治体の独自の規定（条例）が別途必要になる。

2 自治基本条例における住民投票

自治基本条例における住民投票は法律の規定を根拠としたものではなく、市長と議会による二元代表制を補完し、市政に関する重要事項等について直接市民の意思を問うことで、市民の総意を的確に把握することを目的とした市民参加手法のうちの一つであり、地方自治法の規定と直接的な関わりは無い。投票を行う場合の要件等において、地方自治法の直接請求における住民投票の仕組みに基づいた内容を引用しているケースがあるため両者を混同しやすいが、地方自治法を根拠とする住民投票と、自治基本条例を根拠とする住民投票とは別の物である。

自治基本条例において「住民投票制度を設けることができる」とした場合においても、単に地方自治法の規定に基づく内容を規定するケースと自治基本条例における独自の制度として規定するケースがある。

事例) 多摩市自治基本条例→【単に地方自治法の規定に基づく内容を規定】
(住民投票の発議・請求)

第 29 条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

事例) 杉並区自治基本条例→【自治基本条例における独自の制度として規定】

(住民投票の請求及び発議)

第 27 条 区に住所を有する年齢満十八年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 第一項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。

3 自治基本条例における「住民投票制度」の論点の追加（資料 4 - V の続き）

(2) 「住民投票制度を設けることができる」とした場合

⑥「選挙権を有する者」以外にも投票の対象を広げるか（年齢、外国人）

ア 対象を広げない

イ 年齢要件の対象を広げる

ウ 外国人まで対象を広げる

エ その他

【年齢】 16 歳以上（大和市）、満 20 歳未満（越前市、「加えることができる」規定）

【外国人】 永住外国人を含む 18 歳以上の住民（名張市、岸和田市）、市内に住所を有する永住外国人（静岡市）、定住外国人の参加に配慮しなければならない（篠山市）など

⑦投票数が一定未満の場合であっても開票するかどうか。

ア 投票数が一定基準を超えないと開票しない条件を定める。

イ 投票数が一定基準を超えないと開票しない条件を定めない

○平成 25 年 5 月に小平市で行われた住民投票

小平市では、東京都の都市計画道路の建設についての見直しの是非について、市民の意向を確認することを目的とした住民投票条例制定の直接請求が平成 25 年 2 月 14 日になされたことを受け、同年 3 月小平市議会定例会において「東京都の小平市都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線計画についての住民の意思を問う住民投票条例」案を上程し、これが可決された。投票は同年 5 月に行われたが、投票率が 35%であり、開票する条件である 50%に届かなかったため、開票は行われなかった。

⑧ 個別設置の住民投票条例と常設の住民投票条例とどちらをとるか。

ア 個別設置型とする。

イ 常設型とする。

住民投票は、地方自治法に規定する直接請求により、個別の事案ごとにその都度議会の議決を経て住民投票条例を制定し、それに基づいて行われるもの（個別設置の住民投票）と、住民投票を行う対象となる案件や投票の資格者等をあらかじめ条例で定めておき、要件に当てはまった場合に実施するもの（常設の住民投票）との2種類に大別される。

それぞれを実施する場合のメリット、デメリットについては次のとおりである。

	個別設置の住民投票	常設の住民投票
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに住民投票の実施の必要性を議会で審議するので、制度の濫用はされにくい。 ・案件ごとに適した制度の設定が都度可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たせば実施が可能のため、議会の議決を待つことなく迅速に実施ができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな条例制定が必要なため、実施までに時間がかかる。 ・直接請求が有効なものであっても条例案が否決された場合は住民投票実施に至らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たせば実施が可能のため、制度の濫用の可能性がある。 ・要件があらかじめ条例で定められているので、事案ごとに柔軟に制度設計を行う事はできない。

【参考 1】 他市の規定における住民投票の要件等

住民投票の実施には、多くの労力と費用が必要になる。住民投票がいたずらに繰り返されるようなことがあれば、当然自治体の財政にも負担が生じる。短期間の間に同一案件の住民投票が頻発するような事態が起こらないよう、いずれの自治体も、制度の濫用を防ぐため、実施にあたっては一定の要件を設けている。

	常設型		個別型
	川崎市	大和市	小平市
発議（請求）の資格	投票資格者	市に住所を有する年齢満16年以上の者	（公職選挙法に規定する）選挙権を有する者
発議（請求）の要件	投票資格者総数の1/10の者の連署	その総数の1/3以上の者の連署	選挙権を有する者の総数の1/50以上の者の連署
実施に至る要件	議会への協議	なし	議会の議決（条例の制定）
投票資格者	市の区域内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む）	市に住所を有する年齢満16年以上の者	選挙権を有する者
投票の成立要件	なし	なし	投票資格者の総数の1/2
結果の扱い	その結果を尊重する、との条文有り	その結果を尊重しなければならない、との条文有り	その結果を尊重する、との条文有り

【参考 2】武蔵野市における住民投票条例（市民参加条例）の直接請求の事例

本市においても、地方自治法第 74 条の規定に基づく条例制定請求によって、住民投票を盛り込んだ市民参加条例を成立させようとした動きが過去に存在した。

平成 7 年 3 月に、市民参加条例の制定請求が市民からなされ、請求は自治法上の直接請求の成立要件を満たし、条例案が市議会に議案として提出された。しかし、議会で条例案は否決され、結果市民参加条例は成立しなかった。